

令和2年度

業務名：令和2年度那覇港施設配置計画検討業務

業務地名：那覇港内

工期：契約の翌日から令和3年9月30日まで

## 特記仕様書

### 第1条（本業務の目的）

近年、那覇港新港ふ頭地区においては、取扱貨物量の増加や船舶の大型化により、背後用地の狭隘化が顕著となっている中、臨港道路若狭港町線(那覇北道路)の事業の影響を受ける上屋や野積場など一部の港湾施設について、代替地の確保が必要となっている。

平成30年度より、那覇港管理組合では、港湾施設の配置について再配置計画(案)を作成し、港湾利用者と意見交換を進めているが、港湾利用者からは計画の必要性や、その手順等については、一定の理解が得られたものの、代替地(利用面積)について現況面積以上を求める要望も多く挙がっている。

そこで、港湾利用者の要望を整理し、事業間の進捗と照らしながら平成30年度に作成した施設再配置計画の見直しを実施する。なお、施設再配置計画については、次期港湾計画で想定するふ頭の地形を前提として実施する。

また、今後整備予定の上屋及び車両ヤードの高度利用(多層階化等)について基礎調査を実施するものである。

### 第2条（共通仕様書の適用）

本業務は、国土交通省港湾局編集の「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」、沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)に基づき実施しなければならない。なお、共通仕様書は最新版を用いること。

## 特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		3	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項について	1	「共通仕様書」に対する特記及び追加事項は、下記のとおりとする。
		4	一般事項について		本特記仕様書に記載されていない事項及び仕様書等に疑義が生じた場合は、その都度協議し、監督員の指示を受けなければならない。
		5	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の取り扱いについて		本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率(当初契約額÷当初設計額)を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		6	管理技術者の資格要件について		<p>管理技術者は、「共通仕様書」の定めのほか技術士、については 下記も満たす者とする。</p> <p>技術士建設部門(港湾及び空港)資格を有し、技術士法による登録を行っている者</p>
		7	管理技術者の直接的雇用関係について	1	管理技術者は、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあること。なお、「直接的な雇用関係」とは、本業務契約締結時において、雇用関係があることをいう。
				2	「直接的な雇用関係」を証明する資料(健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し等、公的なもの)を、着手届と共に提示しなければならない。
		8	成果物の提出について		<p>本業務の成果物は下記のとおりとする。提出に当たってはデータファイル形式、製本方法等、監督職員と協議の上決定すること。</p> <p>①電子納品(CD-R) 1式 ③業務報告書(A4版) 2部 ②その他(調査職員が指示するもの)</p>
		9	配置技術者の確認について	1	受注者は、共通仕様書に基づく業務計画書の業務組織計画に、配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
				2	<p>業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下のとおりとする。</p> <p>①業務打合せ(電話等打合せを含む)において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者</p> <p>②現地作業が主となる技術者においては、現地作業を実施していることを写真等で確認できる者</p>
				3	業務実績情報システム(テクリス)に登録する技術者は、業務完了までに、受発注者双方の確認の上、確定するものとし、完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付するものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		10	業務内容	4	<p>発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかとなった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても、同様とする。</p> <p>(1) 計画準備 業務を行うにあたって事前に業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画立案する。</p> <p>(2) 施設再配置計画見直し検討 1) 資料収集および整理 2) 施設再配置の基本方針案及び施設再配置計画案の見直し 3) 移転スケジュール案の見直し 4) 施設再配置計画見直し案に係る説明会及び関係者ヒアリングの実施     (1) 合同説明会の実施     (2) 関係者ヒアリングの実施 5) 施設再配置計画案のとりまとめ</p> <p>(3) 上屋等高度利用基礎調査 1) 先進事例収集整理 2) 県内関係者ヒアリング 3) 上屋等高度利用案の検討 4) 高度利用イメージ案の作成 5) 施設使用料の試算(上屋、車両ヤード)</p> <p>(4) 報告書作成 以上の調査結果を報告書としてとりまとめる。</p> <p>(5) 協議及び打合せ 事前協議1回、中間報告2回、最終報告1回を行うものとし、必要に応じて適宜調整を行うものとする。</p>

特記仕様書

[那覇港管理組合]

章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
		11	その他		<p>①受託者は、業務の実施に当たっては、委託者である那覇港管理組合と適宜協議を進めていくものとする。また、別途発注の関連業務との工程調整を図りながら、業務を遂行する。</p> <p>②施設再配置計画見直し検討及び上屋等高度利用基礎調査にあたっては、国土交通省の「公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン」の考え方を参考に、作業を進めていく予定であることから、本業務においても参考にすること。</p>